

資料編

1 施策担当課対応一覧（令和5年4月1日時点）

推進施策	施策の展開	主な担当課
推進施策1	〔1〕健康の保持・増進	健康増進課
		国保年金課
		福祉医療課
	〔2〕生きがいづくりへの支援	長寿福祉課
		産業政策課 スポーツ振興課
推進施策2	〔1〕高齢者の生活を総合的に支援する体制づくり	福祉政策課
		長寿福祉課
		福祉医療課
		住宅課
		危機管理課
		消防予防課
		公園緑地課
	交通バリアフリー推進課	
	〔2〕地域福祉関係機関との連携体制	福祉政策課
		地域づくり推進課
	〔3〕地域包括支援センターの機能強化	福祉政策課
	〔4〕在宅医療・介護連携の推進	福祉政策課
〔5〕認知症施策の充実	福祉政策課	
〔6〕災害や感染症にかかる体制整備	介護福祉課	
	福祉政策課	
	障がい福祉課	
推進施策3	〔1〕高齢者虐待防止への取り組みの推進	長寿福祉課
		介護福祉課
	〔2〕高齢者の権利擁護の推進	福祉政策課
		産業政策課 長寿福祉課
推進施策4	〔1〕介護保険サービスの充実	介護福祉課
	〔2〕サービスの質向上に向けた取り組み	法務ガバナンス課
		介護福祉課
	〔3〕介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化	介護福祉課
〔4〕介護保険制度の円滑持続可能な運営のための仕組みの充実	介護福祉課	

2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進及び見直しに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、奈良市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)(趣旨)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関する事。
- (2) 奈良市老人福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関する事。
- (3) その他前2号に関連する事項に関する事。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体並びに市民を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 協議会の参加者は、その互選により協議会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、協議会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護福祉課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年5月13日から施行する。
(奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 奈良市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱(平成13年奈良市告示第59号)は、
廃止する。

3 奈良市高齢者保健福祉推進協議会 名簿

(敬省略、順不同)

区分	氏名	所属
学識経験者	山下 憲昭	大谷大学 名誉教授
保健医療関係者	國分 清和	奈良市医師会 会長
	森 直樹	奈良市歯科医師会 会長
	七海 朗	奈良市薬剤師会 会長
	春木 邦恵	奈良県看護協会 常任理事
福祉関係者	中村 泰三	奈良市民生児童委員協議会連合会高齢者部 会部会長
	矢追 義法	奈良市老人福祉施設連絡協議会 副会長
	稲葉 美和	奈良市社会福祉協議会 次長
	山崎 靖子	NPO法人Nネット 後見委員会メンバー
	安場 裕	NPO法人奈良県介護支援専門員協会 奈良市支部会代表
被保険者（市民）代表	堂上 健次	奈良市自治連合会 副会長
	植畑 セツ子	奈良市万年青年クラブ連合会 会長
	木村 秀子	認知症の人と家族の会奈良県支部 副代表

4 奈良市高齢者保健福祉推進協議会開催経緯

年度	開催日	議 題
令和3年度	令和3年9月2日	第1回（書面会議） 1. 令和2年度の介護給付費の実績報告について 2. 第8期介護保険事業計画における公募選定結果の報告について
令和4年度	令和4年11月14日	第1回 1. 議事録署名人の指名について 2. 令和3年度の介護給付費の実績報告について 3. 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定業務について
	令和4年12月14日	第2回 1. 議事録署名人の指名について 2. 令和4年度実態調査アンケートスケジュール（案）について 3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査アンケート（案）について 4. 介護人材実態調査アンケート（案）について
令和5年度	令和5年5月30日	第1回 1. 議事録署名人の指名について 2. 老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査報告及び課題シートについて 3. 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定（案）について
	令和5年10月3日	第2回 1. 議事録署名人の指名について 2. 令和4年度介護給付費の実績報告について 3. 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定（案）について
	令和5年11月30日	第3回 1. 議事録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定（案）について
	令和6年2月1日	第4回 1. 議事録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定（案）について

5 奈良市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会開催経緯

年度	開催日	議 題
令和5年度	令和6年2月5日	第1回 1. 議事録署名人の指名について 2. 奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画について 審議結果 承認

6 パブリックコメントの実施結果

奈良市では、2023年（令和5年）12月18日から2024年（令和6年）1月18日までの間、奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画（素案）に対する意見募集を行いました。

寄せられた意見の概要と寄せられた意見についての本市の考え方を次のとおり示します。

（1）意見の提出状況

- ① 意見の提出件数 5件
- ② 意見の提出方法 メール4件、窓口提出1件

（2）意見の概要及び市の考え方

	意見の概要	市の考え方
介護保険事業計画について	<p>【介護保険事業計画について】</p> <p>■計画の進捗が順調なのか、不調なのかを判定するため数値目標を設定するべきだと思う。目標を達成する為に、施策があり、P69、P70にある基本理念を達成する為の「数値目標」を定めて、この目標を達成する施策を展開するべきだと考える。</p>	<p>■ご意見のとおり、計画の進捗を確定するためには、可能な範囲で「数値目標」を定めることが望ましいと考えます。しかしながら、基本理念の達成状況を確認するための推進施策に対する「数値目標」はどのような数値が適切であるか、また、計画期間が短いことから設定が難しいため、施策の方向性として記載しております。</p> <p>今後、第10期介護保険事業計画に向けて、計画の進捗状況を示す指標を検討してまいります。（→P66～P72参照）</p>

	意見の概要	市の考え方
家族介護者への支援の充実	<p>【家族介護者への支援の充実について】</p> <p>■家族介護では、とりわけ女性の負担が大きく、その解消のためには、女性への支援に加え、介護に関わる男性を増やすことが課題であり、そのためのセミナーの開催を施策として検討をお願いしたい。</p> <p>【家族介護者への支援の充実について】</p> <p>■介護負担の軽減のためには、家族介護者支援の観点から、介護者同士が交流できる場の創出や参加の促進、レスパイトケアという視点が大切ではないか。</p> <p>2章9(4)の一つ目の○に「また、レスパイトケアの必要性という視点を導入し、認知症の人と家族の会奈良県支部や認知症カフェ等、介護者同士の交流の場の整備・参加を促進していく必要があります。」などの文言の追加や、推進施策への反映をお願いしたい。</p>	<p>■介護に関わる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発に努めるとともに、性別を問わず、介護について協力しあう意識の醸成についても、関係部署と連携してまいります。</p> <p>(→P77参照)</p> <p>■P77推進施策2[1](4)の前段を『家族介護者の介護負担軽減に向けた一つの視点として、レスパイトケアにも着目しつつ、介護者同士が交流できる場(認知症カフェ等)への参加の促進を図るとともに、認知症の人と家族の会による相談支援の利用促進を図ってまいります。』に変更します。(→P77参照)</p>
関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備	<p>【関係機関と連携した在宅療養生活の体制整備について】</p> <p>■地域の資源を活用し、医療と介護の連携を推進していくことで、医療と介護の分断をなくしていく必要があるのではないかと。</p>	<p>■医療と介護が共通する4つの場面(日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り)を意識し、地域資源を把握・活用しながら、医療と介護の連携に基づいた、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築に努めてまいります。</p> <p>(→P81参照)</p>
成年後見制度の周知と利用促進について	<p>【成年後見制度の周知と利用促進について】</p> <p>■成年後見制度の周知と利用促進 成年後見市長申立ては、申立てから開始までに、通常の申立てよりも倍以上時間が掛かるという認識である。</p> <p>利用促進を図るのであれば、こういった部分に関しても見直し、「ひとり暮らし世帯」が増加していく中での取り組みとして成年後見制度の周知と利用促進していただきたい。</p>	<p>■成年後見制度の市長申立ては、たとえ市長であっても親族の権利について成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認することが必要であり、本人や親族による申立てと比べ、時間を要しますが、引き続き適切に実施してまいります。</p> <p>本市では、成年後見制度の利用が必要と判断された方に対しては、類型によらず、市長申立ての対象とするとともに、令和2年度から報酬助成の対象要件を市長申立て以外の高齢者本人や親族等による申立て案件についても、要件に該当する場合は助成を行うことができるよう見直し、利用促進を図ってまいりました。</p> <p>今後も、関係機関とも連携を取りながら、成年後見制度の周知と利用促進に取り組んでまいります。</p> <p>(→P85参照)</p>

	意見の概要	市の考え方
施設・居住系サービスの提供体制の確保について	<p>【施設整備について】</p> <p>■介護老人保健施設の存在がもっと認知されると、市民の生活の充実にも繋がるのではないかと。 また、富雄近辺でグループホームを探しているが、希望のグループホームは一杯で、他を探してみたところ市内でも随分遠方になってしまう。なるべく住み慣れた環境から変えずにグループホームに入居できると、安心して暮らせると考える。 それぞれの地域に必要なのだと思うが、人口の多い富雄近辺にもっとグループホームを増やしていただきたい。 (2件)</p> <p>【施設整備について】</p> <p>■東部地域での訪問介護事業所やサービス付き高齢者向け住宅の整備が必要であると考えている。</p>	<p>■今後も引き続き、介護保険サービス施設ごとの特色や利用条件の周知に努めてまいります。特別養護老人ホームや介護老人保健施設、グループホームなどの整備につきましては、施設の空き状況、待機者数、高齢者人口の推移、3年間の申し込み予想数、他施設の整備状況等を調査し検討を行い第9期の整備計画を作成したものでございます。 (→P86、P87参照)</p> <p>■訪問介護事業所及びサービス付き高齢者向け住宅については、本市における整備数の総量に制限を設けていないため、任意の地域での事業実施が可能であり、随時申請を受け付けております。しかし、東部地域においては、その地理的条件から、職員の確保や事業の継続性等の事情により、新規参入が進みにくい現状にあります。 今後も、日常生活圏域ごとのサービス実施状況を把握し、関係機関等と連携しながら、サービス提供の空白地がないよう努めてまいります。 (→P85、P87参照)</p>
介護従事者の育成・定着のための支援について	<p>【介護従事者の育成・定着のための支援について】</p> <p>■特別養護老人ホームでの人員不足の要因の1つに入所者の重度化があると考えている。有料老人ホーム等の代替施設が増えてきたが、看取り機能まである施設は少ないため、介護度が重度化してから特養に入居するケースが増えており、それに伴って職員の負担が増加している。以上の状況を踏まえ、特養への特例入所について、柔軟な対応を可能とする等の特養入所者の平均介護度の低下策を検討いただきたい。</p>	<p>■「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成26年12月12日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により、特別養護老人ホームについては、限られた資源の中で、より入所の必要性の高い方が入所しやすくなるよう、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設であるという考えをもとに、原則、要介護3以上の高齢者が入所対象となりました。しかし、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所検討委員会を経て、特例的に入所を認めることとなっています。 これまで奈良市においても、特例入所に関する意見照会があった場合には、入所希望者の心身状況、その置かれている環境その他の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難で、入所が必要であるかを判断し、施設に対して回答してきました。今後も、要介護3以上を原則としつつも、入所の必要性を精査し、適切に対応してまいります。 (→P85、P88参照)</p>

	意見の概要	市の考え方
介護人材の確保について	<p>【介護人材の確保について】</p> <p>■介護人材実態調査（事業者）において、調査項目の「介護人材不足に対して行政に望むこと」についての回答選択肢「介護業界のイメージアップや就職促進の取組」が上位となっており、この結果を踏まえ、介護人材の確保策の軸として「イメージアップ」が挙げられていると推察する。しかし、調査手法や選択肢の設定の性質上、問題点や解決策を示すものではないため、調査結果をそのまま施策に反映するのではなく、調査内容に加えて、行政が持つデータを基に分析を行ったうえで、施策を検討いただきたい。</p> <p>■介護人材の確保策として、「イメージアップ」、「介護助手の検討」が挙げられているが、改善に至らないと考える。他府県から人材流入を促すような具体的な施策の検討が必要だと考える。</p> <p>【介護人材の確保・業務効率化の取組みの強化について】</p> <p>■介護現場でのハラスメント防止は昨今の重要課題であると認識しており、奈良市としてハラスメント対策への取組みを行っていただきたい。</p> <p>【外国人労働者の確保について】</p> <p>■外国人労働者の受入れについて、利用者等との意思疎通の観点から、事業所と外国人労働者の双方が感じる不安の解消という両面からの支援が必要であると考え。具体的には、外国人労働者の受入れのための研修実施や外国人労働者向けの学習ツールの周知等が挙げられる。また、日本語学校等に働きかけを行い、事業所、外国人労働者、教育機関の三者で円滑な関係をつくることで、事業所が外国人労働者を積極的に受け入れる体制になり、好循環が生まれ、人材確保の一助とすることができる。と考える。</p>	<p>■ご意見いただきましたとおり、介護保険サービス等の担い手である介護人材の確保が全国的に大きな課題となっています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、市民が必要なサービスを利用するためには、介護人材の確保及び定着に向けた実効的な施策が不可欠です。施策の検討においては、介護人材実態調査の結果以外のデータの分析も必要であると考えますが、現時点では、当該調査結果に頼らざるを得ないところです。</p> <p>人材確保対策につきましては、「イメージアップ」「介護助手の検討」のみではなく、「業務効率化の取組みの強化」、「キャリアアップへの支援等」なども併せて進めてまいります。今後も、奈良県やサービス提供事業者と連携するとともに、将来の介護人材となり得る学生などの協力も得ながら、効果的な施策を模索してまいります。（→P88、P89参照）</p> <p>■令和3年度介護報酬改定において、ハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、適切なハラスメント対策が求められることとなりました。P89推進施策4〔3〕（2）の前段に「ハラスメント防止」を追加しました。介護現場におけるハラスメント防止の体制整備に資するよう、今後も引き続き、必要な指導及び助言を行ってまいります。（→P89参照）</p> <p>■事業所に対して外国人労働者の受入れのための相談窓口の案内やセミナー等への参加を促進するとともに、外国人労働者の方が自律的に学習に取り組めるようにするための学習用コンテンツを紹介するなど、今後も外国人労働者の受け入れによる人材確保に向けた情報を広く発信するとともに効果的な施策を模索してまいります。（→P89参照）</p>

	意見の概要	市の考え方
その他	<p>【介護休業等の制度の充実について】 ■介護休業・介護休暇等の制度の充実、制度を利用しやすい職場づくりについて、具体的な施策を示していただきたい。</p> <p>【移動・交通について】 ■施策の展開において、「移動・交通」の施策に、コミュニティバス等の地域主体型の交通サービスによって、高齢者の移動への支援を行うという項目を追加していただきたい。通いの場や買い物などに行きたくても交通手段がない高齢者の方も少なくないので奈良市総合交通戦略等との連携も図りながら、高齢者が地域で活動するための基盤づくりをお願いします。</p> <p>【図書館の活用について】 ■図書館を活用し、認知症や介護に関する書籍のコーナーを設け、その横に地域包括支援センターや各種福祉関連施設の案内などを置いておくことにより、必要な利用者につながる導線を作ることを提案する。</p> <p>【計画冊子について】 ■第8期事業計画と比べて変わった点や重点的に進めなければならない施策として新規施策には【新規】と横に記載してはどうか。また、文面として特に重要と思われる箇所は下線を引くのは如何か。</p>	<p>■介護休業・介護休暇も含めた職場環境については、介護を家族内の問題だけではなく、企業や組織の課題と捉え、それぞれの職場において支援策を検討していただく必要があると考えております。本市としては、今後より一層、介護保険サービスの周知を図るとともに、親の介護などでお困りの方に寄り添った相談・対応に努めてまいります。</p> <p>■本市では、公共交通空白地域や公共交通不便地域にお住いの方を対象にバスなどの既存の公共交通サービスの代替や補完する新たな交通サービスの導入について検討を進めております。地域主体型の交通サービス等の新たな交通サービス導入の検討にあたっては、利用者に高齢者も含まれることに十分留意し、関連する部署間で連携を図りながら施策を展開してまいりたいと考えております。</p> <p>■ご提案ありがとうございます。市民の方が介護情報を入手しやすくなるよう、公共施設を活用するなど、具体的な周知啓発の手法について関係者・関係機関とともに協議しながら、相談支援につながる工夫を検討してまいります。</p> <p>■計画冊子を作成するにあたって、重点的に進めなければならない施策等や重要な箇所について、その計画を認識していただくための記載の仕方は重要なことと考えております。第9期事業計画においては既存施策との違いを分かりやすくするために新規施策については【新規】と記載し、拡充した施策については【拡充】と記載いたしました。 (P75、P77、P81、P89参照)</p>

奈良市老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画

令和6年（2024年）3月

発行／奈良市 福祉部

福祉政策課 長寿福祉課 介護福祉課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

